

令和7年 4月 1日

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会

一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭の両立をさせることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 実施期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標1：育児短時間勤務の対象を、現行の小学校就学前から、小学校3年生修了まで拡大する。

目標達成のための対策

令和7年 4月～育児休業の拡充および正職員・非常勤職員間の格差を無くすことを目標に内部での検討を始める。

令和7年 10月～育児休業及び介護休業等に関する規程の改正を実施。

令和9年 4月～制度を導入して実施。

目標2：無給の産前・産後休暇、看護休暇、介護休暇について、有給化を目指す。

※正職員には有給であるが、非常勤職員については、無給である。

目標達成のための対策

令和8年 3月～まず、取得者の多い看護休暇の有給化について非常勤職員就業規則の改正を実施。

令和9年 4月～制度を導入して実施。

令和10年 3月～産前・産後休暇、介護休暇について非常勤職員就業規則の改正を実施。

令和11年 4月～制度を導入して実施。

目標3：職員の年次有給休暇の取得日数を、1人につき年10日以上を目標とする。また、業務に支障なく計画的な休暇取得が行えるよう、管理職に対し労務管理研修の受講機会を設け、職員の休暇取得が行いやすい職場づくりを推進する。

目標4：子供の行事等に参加するための年次有給休暇取得を奨励する。

目標達成のための対策

令和6年 4月～職場全体では一人につき年平均50%以上の取得率であるが、部署ごとの格差が大きい。休暇取得がしやすい職場環境づくりを目指し、管理職に労務管理研修等の受講により、業務改善に積極的に取り組んでもらう。また、各部署内ミーティング等において、管理職からの取得勧奨（特に子供の行事等に参加するための取得）を行ってもらうと共に、人事担当課からも回覧等により周知を徹底することで、職員各自の休暇取得への意識付けを行う。